

新規受託項目

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知（平成28年7月29日付・保医発0729第4号・平成28年8月1日適用）により、下記の検査項目の保険請求が可能となりました。つきましては、保険適用となるCLIA法による検査の受託を開始いたしますのでご案内申し上げます。

謹白



項目名

● 25-ヒドロキシビタミンD (25OHビタミンD) (依頼コード No.11568)

受託開始日 2016年11月21日(月) 受付分より

ビタミンDは植物由来のビタミンD₂と動物由来のビタミンD₃とがあり、いずれも微量・必須の栄養素です。これらは肝臓において25位が水酸化され、25-OHビタミンD₂および25-OHビタミンD₃として貯えられた後、一部が腎臓の尿細管で1位が水酸化された活性型ビタミンDとなり、生理活性を示します。

25-OHビタミンD₂と25-OHビタミンD₃はビタミンDの安定的な代謝産物として血中に存在し、その総濃度はビタミンDの充足状態を反映することが知られています。

ビタミンDが欠乏することで、小児におけるくる病、低カルシウム血症、成人における骨軟化症、骨粗鬆症に併発する骨軟化症が引き起こされます。ビタミンDの欠乏による小児のくる病は重篤であり、25-OHビタミンDがビタミンD欠乏症の判定の指標として有効であるとされています。また、ビタミンDの欠乏は副甲状腺ホルモンの分泌亢進等により骨粗鬆症患者の骨折リスクを高めることが知られています。

裏面に続きます

株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1

☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

検査項目検索用
アプリ B-Book



電子カルテはビー・エム・エル

Qualis
Medical Station

受託要領

依頼コードNo.	11568
報告項目名称	25OHビタミンD
統一コード	3G065-0000-023-051
検体必要量	血清 0.6mL
容器	B-1→S-1
検体の保存方法	凍結
所要日数	2～5
検査方法	CLIA法
基準値	なし
単位	ng/mL
報告範囲	4.0未満～最終値
報告桁数	小数第1位
検査実施料/判断料	400点/144点(生化学的検査I)

診療報酬算定上の留意事項

25-ヒドロキシビタミンDは、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

基準値に関して

25-OHビタミンDは、性別・年齢・食生活・日照環境・季節・活動時間帯・出身地(生活地)等、種々の要因により変動するため、基準値を取得する母集団の選択が非常に困難となります。無作為に選択された母集団での基準値をもって判断することができないため、基準値の設定を行っておりません。

なお、「ビタミンD欠乏性くる病・低カルシウム血症の診断の手引き(日本小児内分泌学会)」においては、25-OHビタミンD低値の目安として、次の数値が示されています。

低値の目安となる値：20ng/mL以下(15ng/mL以下であればより確実)

参考URL

http://jspe.umin.jp/medical/files/_vitaminD.pdf